

「下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び施行規則」を改正します。

平成31年5月1日

から施行。

大きな改正点



その1 施工基準の遵守義務規定の変更（条例改正）

これまで、施工基準の遵守義務規定は、許可を受けた者に対する規定でしたが、改正後は許可を受ける必要のない事業のうち土砂等の一時堆積に対しても適用する規定に変更します。

「居住地内で行う庭の造成や管理行為における盛土等」など、いくつかの許可を受ける必要のない事業があります。2、3ページを参照

その2 建設発生土の一時堆積の制限（施行規則改正）

これまで、建設発生土の一時的な堆積を行う場合は、事業区域の面積が300平方メートル未満であるものに限り、許可を受ける必要のない事業と位置付けてきましたが、今回の改正により、許可を受ける必要のない堆積は、事業区域の土地の形質の変更を伴わないものに限り認めることとします。具体的には、立木の伐採、地山の掘削、切土・盛土により傾斜地を平地にするといった作業が伴うと条例の許可が必要になります。また、これまで許可を受ける必要のない建設発生土の一時的な堆積は、建設工事を自ら行った者ができるとしていましたが、今回の改正により、建設業法の規定による許可を受けた建設業者が行う堆積に限り認めることとします。

その3 許可を受ける必要のない事業の見直し（施行規則改正）

これまで、建築基準法の規定による確認を受けて行う事業は、許可を受ける必要のない事業としてきましたが、今回の見直しで許可を受ける必要のない事業は、自己用住宅建築のための事業に限定することにしました。今回の改正により、建築確認を受けて行う事業のうち宅地開発を目的として行う事業は許可を受けることとなります。

どうして条例を改正したの？

本市では、平成29年10月1日から「下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び施行規則」を全面的に改正し、土地の埋立て等に対する規制を強化してきましたが、その後、条例の適用除外規定を悪用した建設残土の無許可堆積事案が発生してしまいました。

このため、市民の安全と、生活環境を保全するため、建設残土の搬入に対する規制を強化することで、道路破損の原因にもなる悪質な建設残土たい積事案等の発生を未然に抑止し、発生した場合においても早期に解決を図ることができるよう、条例改正が必要であると考えました。

全ての埋立て・盛土・堆積で許可を受けなければならないの？

下記の事業は許可を受ける必要はありません。

- 1 土地の造成その他の工事区域内において、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う事業
- 2 国、地方公共団体等が行う事業
- 3 法令の規定により許可、認可、確認等を受けて行う事業

(例)

- ・ 建築基準法の規定による確認を受けて行う事業
(自己用住宅等建築のため事業に限る。)
- ・ 採石法、砂利採取法の規定による事業
- ・ 廃棄物処理法、土壤汚染対策法の規定による事業



農地法の規定による転用の許可を受けた、または届出をしたのみでは、許可を受ける必要がない事業にはなりません。

※5, 000㎡以上の事業である場合は県廃棄物対策課へお問い合わせください。

- ④ 非常災害が発生した後の応急措置としての事業
- ⑤ 運動場、駐車場等の本来の機能保全のための事業
- ⑥ 農地を改良するための客土を行う事業であり、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

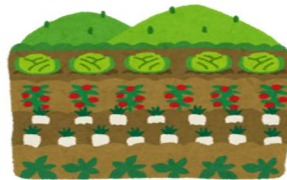
ア) 事業面積が3,000平方メートル未満であるもの

イ) 農地の埋立て等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号農地部長通知）第3第2項の規定による農地改良協議を行い同意を得ているもの



- ⑦ 居住地内において行う庭の造成または管理行為のために行う事業
(例)

- 家庭菜園の管理
- 駐車場の修繕



- ⑧ 建設工事その他の工事に利用し、又は販売するため、次のアからウまでのいずれかの土砂等のみを用いた事業区域の土地の形質の変更を伴わない一時的な堆積

ア) 採石法、砂利採取法、その他の法令に基づき許認可等を受けた採取場において採取された土砂等



(山砂、砂利、岩ずり等)

イ) 既利用地ではない自然地盤の土地から採取した土砂等（産地の証明が可能な土砂等その他採取場所を明らかにすることができる土砂等に限り、）であり、アに掲げる土砂等以外のもの（赤土、黒土等であり、300㎡未満まで）

ウ) 建設業法の規定による許可を受けた建設業者自らが請け負った建設工事その他の工事において発生した土砂等（300㎡未満まで）

罰則の水準

県内の市町村が罰則の水準を上げており、すでに本市も同等の水準に引き上げています。

(条例第31条・一部掲載)

事項	改正前	改正後
・許可を受けずに事業を行った者	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
・許可を受けずに、許可に係る事業内容等を変更して事業を行った者	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
・許可を受けた後に、自己の名義をもって他人に事業を行わせた者	規定無し	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
・改善命令、措置命令等に違反した者	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

許可後の諸手続き等

①帳簿への記載と定期報告（条例第17条）

許可を受けた者は、事業に用いた土砂等の数量等の事項を毎日記録し、3月ごと及び事業終了時に市長に報告しなければなりません。

②土壌の調査と定期報告（条例第18条）

許可を受けた者は、事業に着手した日から3月ごと及び事業完了時に土壌の調査を行い、その結果を市長に報告しなければなりません。

③書類の備付け及び閲覧（条例第19条）

許可を受けた者は、許可に係る申請書の写し、土砂等の数量等を記録した帳簿等の書類を備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

問合せ先 下妻市市民部生活環境課

茨城県下妻市本城町2丁目22番地

TEL 0296-43-8234

FAX 0296-44-7833

下妻市公式ホームページ <http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>